改正

平成19年3月30日規程第15号 平成20年4月1日規程第14号 平成23年11月9日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、指定管理者選定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものと する。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行わせる 指定管理者の選定等を適正に行うため、市に指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 指定管理者の候補者の募集に関すること。
 - (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認めること。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長に副市長の職にある者をもって充て、委員に次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 総合政策課長
 - (2) 総務課長
 - (3) 健康福祉課長
 - (4) こども課長
 - (5) 農政課長
 - (6) 商工観光課長
 - (7) 都市建設課長
 - (8) 上下水道課長
 - (9) 学校教育課長
 - (10) 生涯学習課長
 - 一部改正〔平成19年規程15号・20年14号〕

(委員長の職務)

- 第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総合政策課長の職にある委員が、その職務を代理する。
 - 一部改正 [平成19年規程15号·20年14号·23年26号]

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、特別の事情によりやむを得ない場合を除き、当 該委員がその職務を代行する者として指名する者を会議に出席させるものとする。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
 - 一部改正〔平成20年規程14号〕

(庶務)

- 第7条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。
 - 一部改正〔平成20年規程14号〕

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第15号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定(「助役」を「副市長」に改める部分を除く。)及び第5条第3項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成19年那須烏山市条例第3号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。(平成20年規則第16号で平成20年5月1日から施行)

附 則(平成20年4月1日規程第14号抄)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月9日規程第26号)

この規程は、公布の日から施行する。